

労働者派遣法に伴う情報開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、前年度（2019年5月1日～2020年4月30日）の平均マージン率を下記の通り公開いたします。

記

1. 派遣労働者の数（年間平均）	40名
2. 派遣先数（年間平均）	5事業所
3. 労働者派遣料金の平均額（8時間換算）	24,313円
4. 派遣労働者賃金の平均額（8時間換算）	15,025円
5. マージン率	38.20%

※マージン率=（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の金額）÷派遣料金の平均額
マージンの中には、社会保険料・労働保険料、営業利益、福利厚生費、教育訓練費等が含まれます。

6. 派遣労働者の待遇の決定方法

労使協定方式

対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者

労使協定の有効期間：令和2年4月1日～令和3年4月30日

7. 教育に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法及び給与の支給	派遣労働者の費用負担
ビジネスマナー研修	新規就労者	OJT・有給	無償
情報処理基礎学習	会社が認めた派遣労働者	OJT・有給	無償
Java・C#・SQL基礎学習	会社が認めた派遣労働者	OJT・有給	無償
システム構築実習	会社が認めた派遣労働者	OJT・有給	無償

以上